

以下の文章は、三谷太一郎『増補 政治制度としての陪審制——近代日本の司法権と政治』(東京大学出版会、2013年)の「裁判員制度と日本の民主主義」と題する章(初出は2005年)を抜粋し、出題用に編集を加えたものである。この文章を読んで、後の問い合わせに答えなさい。

## はじめに

1830年のフランスにおける七月革命とそれがもたらした権力変動を、若い司法官(司法修習生、そして判事補)として体験したアレクシ・ド・トクヴィルは、やがてデモクラシーの波に洗われるであろうフランスの未来を見定めるために、1831年から32年にかけて、同じ司法官(検事代理)の友人とともにアメリカ合衆国へ渡った。これは司法官としての公式の外国出張であり、刑務所制度の視察と調査を名目とするものであった。したがってアメリカにおけるトクヴィルの見聞の対象は、刑務所制度やそれと関連する裁判制度の実態に及んだ部分が少なくなかった。アメリカにおける陪審制がトクヴィルの注目を引いたことは当然である。

中村正直(敬字)によって『西國立志編』として訳され、明治初年の大ベストセラーとなり、明治天皇に対する侍講元田永孚の講義のテクストにも使われたサミュエル・スマイルズの『セルフ・ヘルプ』(初版1859年)には、「自ら助くる」事例としてトクヴィルが挙げられており、アメリカにおけるその精勵が紹介されているが、アメリカに取り組んだトクヴィルの場合、重要なのは単なる知識収集の努力ではなく、対象を見る視野の広さとそれを掘り下げる思考の深さである。『アメリカのデモクラシー』(1835年)がアメリカ論のみならず、デモクラシー論の古典として今日もなお尽きない興味をそそる所以はそこにある。この人類史上でも稀有な名著には、トクヴィルのもう一つの名著『旧体制と大革命』にも共通する、デモクラシー化(平等化・非差別化)が突きつけた人類の普遍的未来の問題(現在に受け継がれている問題)への具体的で原理的な考察がある。

以上のような問題関心に基づいて、トクヴィルはアメリカにおける陪審制を単なる司法制度としてではなく、「政治制度」としてとらえた。それは「万人が大小の差はあ

れ、公事に参画する」ことを意味する「民主主義的統治」の一環であり、「人民主権の一形態」であった。したがって陪審制は訴訟の運命に影響を及ぼす以上に、社会自身の運命に影響を及ぼすものと見た。それは陪審制の役割についての画期的発見であった。そしてトクヴィルは陪審制を民主主義と結びつけることによって、逆に民主主義を狭義の政治的領域から解放し、「平等への愛」を原理とする「社会状態」として再定義することになった。「自由」を原理とする貴族制と民主制との混合政体としての共和制を重んじたトクヴィルは、拡大する民主主義をいかにして共和制の枠の中につなぎとめるか<sup>①</sup>、とくに共和制における貴族制的要素といかに結びつけるかを課題としたのである。いいかえればトクヴィルはモンテスキューが指摘したような古代共和制を支えた「徳」=公共精神を民主主義と両立させる制度を模索しながら、アメリカの陪審制に遭遇したのである。本稿はアメリカの陪審制に対するトクヴィルの視点に立ち、裁判員制度を「政治制度」としてとらえることによって、それが現代日本の民主主義においてどのような役割を果たしうるかを問うことを目的とする。

## 1 「能動的人民」を育成する「政治制度」としての裁判員制度

民主主義の語源的意味は、よく知られているように「人民の支配」である。それは民主主義の理念に由来する定義であって、これを受け入れない統治や権力は民主主義的ではない。この定義は、イタリアの政治学者ジョヴァンニ・サルトーリが『民主主義の理論』の中で説明しているように、民主主義の「規範的定義」である。

しかしそれはあくまで民主主義の一般的抽象的な定義であって、民主主義を具体的な現実として叙述するための定義としては不十分である。具体的な現実に即して、「人民の支配」とは何かを説明することは決して容易ではないからである。そのことは旧憲法下の「天皇統治」の場合と同じであって、「天皇統治」がいかなる現実を指すかということの説明の困難は、その問題をめぐる憲法学や政治学上の学説の対立(とくにその極点としての天皇機関説事件)に如実に現れている。

すなわち「人民の支配」という民主主義の規範的定義は、その本質の生彩ある表現であるが、「天皇統治」という旧憲法体制の規範的定義と同じく、それとは別の、動く現実に有効に対応しうる定義(サルトーリのいう「叙述的定義」)を必要とするのである。

そこに民主主義理論(democratic theory)が不斷に書きかえられなくてはならない必然性(民主主義理論の無窮性)がある。

20世紀において、民主主義の規範的定義に忠実な叙述的定義(たとえば「代表」概念を否定したジャン-ジャック・ルソーのそれ)に代って、民主主義の新しい叙述的定義が導入された。それは、経済活動との類比において政治活動を考察し、利潤追求と権力追求とを等置する民主主義モデルをつくった20世紀最大の経済学者ジョセフ・A・シュムペーターによって原型が与えられたものである。それは、民主主義における統治の主体としての人民の役割を、人民自ら決定を行うことではなく、決定を行う政府をつくることに限定した。シュムペーターによれば、民主主義とは、政治的リーダーシップを志向する者が相互に人民の支持(投票)を獲得するための競争的闘争を行うことによって政治的決定に到達する制度的装置である。すなわち民主主義を非民主主義から区別する真に有効な基準は、政治的リーダーシップを獲得するための制度化された競争があるか否かに求められる。

この新しい叙述的定義が20世紀における民主主義の「現代理論」の出発点となつた。それが含意するものは、民主主義とは、必ずしも人民が実際に統治することを意味しない。それはちょうど「天皇統治」が「天皇親政」を意味するものではないことと同じである。それが意味するものは、人民が統治者たらんとする者を承認するか、拒否するかの機会を制度として与えられていることである。

この場合、統治者たらんとする者は職業政治家である。すなわち政治を余技とせず、それを専業として、政治によって、政治のために生きる政治のプロフェッショナルである。それはステイツマン(国家経営者)である前のポリティシャンである。したがって民主主義とは、自由な競争を経て選ばれた「職業政治家の統治」である。民主主義が機能する条件として、「職業としての政治」の成立の必要を説いたのは、マックス・ウェーバーであった。

シュムペーターに始まる民主主義の「現代理論」とその叙述的定義が、求心力を欠くワイマール・デモクラシーの現状への批判に発するウェーバーの主張に共鳴し、その理論的一般化を試みたものであったことは疑いない。この定義は「古典理論」が明示的には取りこまなかったリーダーシップの概念を民主主義を機能させる最も重要な概念として位置づけた点において現実的有効性をもつものであった。

シュムペーターのいう「職業政治家の統治」としての民主主義を再定義し、「能動的人民の統治」として定式化したのがサルトーリである。もちろん理念としての民主主義(ルソーのいう「真の民主主義」)は、現実の民主主義とは異なる。ルソー自身『社会契約論』の中で、「真の民主主義はこれまで存在しなかったし、これからも決して存在しないだろう」と述べ、あまつさえ「多数者が統治して少数者が統治されるということは自然の秩序に反する」という命題さえ打ち出している。

しかし現実と理念との間にいかに深刻な隔絶があろうとも、現実は理念なしには生まれない。現実の民主主義もまた「人民の統治」でなければならないし、それに反するものではありえない。では現実の民主主義において、「人民」とは何か。それは抽象的な「人民」一般ではない。それでは現実の「人民の統治」は成立しない。現実に統治を担う「人民」とは、政治的に能動的な「人民」である。

「能動的人民」(active demos)は現実には少数者であり、さまざまの少数者の集合体(minorities)としてしか存在しえない。政治的リーダーシップを獲得するための選挙民の支持を求めて相互に競争する職業政治家たちは、「能動的人民」の典型であるが、しかしそれはさまざまの「能動的人民」の一つの範疇にすぎない。<sup>はんちゅう</sup>サルトーリによれば、現実の民主主義は、職業政治家の他に、政治的リーダーシップを直接には志向しないさまざまの非職業政治家を含めた「能動的人民の統治」である。理念としての民主主義を現実に媒介するのは、まさにこの意味の「人民」なのである。

さまざまの現実の民主主義は、決して同質ではない。民主主義にも上下の質の違いがあることは明らかである。そして民主主義の質を決定するのは、その統治を担う「人民」(能動的人民)の質である。「人民」の質が統治の質に示されることはいうまでもない。

裁判員制度は、もちろん第一義的には司法制度である。しかし裁判官・検察官・弁護士から成る専門法曹によって支配されてきた従来の刑事法廷に新たに導入される非専門法曹の裁判員に求められるのは、一般選挙民よりもはるかに高い能動性である。裁判員は必然的に「能動的人民」たらざるをえない。そしてそれは民主主義的統治を担う「能動的人民」と別のものではない。

今日「職業政治家の統治」としての民主主義の問題解決能力の限界が問われている。それは一方ではさまざまのスペシャリストを統合するジェネラリストとしての職業政

治家の能力の対処しえない専門化の進展と他方ではそれに伴う世界的な民主化の波及とがもたらした国家の枠を超える公共空間の拡大および「公共」観念の転換に基因すると見られる。そのような状況に対応して、民主主義的統治を強化するためには、職業政治家以外の「能動的人民」の質および量を高める以外にはない。裁判員制度は、単なる司法制度に止まらず、日本の民主主義を支える「能動的人民」を将来に向って育成して行く重要な「政治制度」たるべきものなのである。

## 2 「少数者の権利」を確立する制度的装置としての裁判員制度

トクヴィルは『アメリカにおけるデモクラシー』の1848年版の「序文」において、「我々が民主的自由を確立するか、それとも民主的專制を確立するかによって、世界の運命は異なることになろう」と記し、世界の運命の分岐が自由をもたらす混合政体としての「共和制」の成否にかかっていることを指摘している。すなわちトクヴィルは民主主義が「自由」と結びつく可能性と「專制」と結びつく可能性とを共に有し、民主主義を受け入れる場合、それが「民主的專制」(いいかえれば「多数の專制」)に転化するのをいかにして防ぐかを課題としたのである。

トクヴィルはアメリカにおける陪審制をも、そのような観点から考察した。「政治制度」としての陪審制を取り上げたのも、「何が合衆国における多数の專制を抑制するのか」という問題意識においてであった。

トクヴィルがアメリカにおける「多数の專制」の抑制要因として挙げたのは、一つは行政的分権体制であるが、他の二つはいずれも司法制度に係る要因であった。すなわち一つは世襲貴族なきアメリカにおける「貴族」的部分としての専門法曹の存在である。「アメリカ貴族制は弁護士または判事に見出される」というのがトクヴィルの洞察であった。

アメリカ貴族制を体現している専門法曹は、トクヴィルによれば、「多数の專制」への傾向を孕む民主主義への対抗力としてアメリカ社会の均衡を保っている。「専門法曹は民主主義本来の要素と無理なく混じり合い、安定した永続的関係において結びつくことができる唯一の貴族的要素である。法律家的精神に固有の欠陥があることは知っているが、にもかかわらず、法律家的精神と民主主義的精神とが混じり合うことな

しに民主主義が永きにわたって社会を統治できるかどうかは疑問である。」

以上のような意味における貴族制的機能をもつ専門法曹と民主主義との結びつきを制度化したのが陪審制であった。それは「政治制度」として見れば、混合政体としての「共和制」の縮図であった。

こうして法廷においては、専門法曹の民主主義に及ぼす影響力が陪審を通して最も鮮明に現れる。陪審はすべての階級に法的思考様式を浸透させる媒介となる。法律用語が通常の談話に登場するようになり、「学校や法廷で生れた法の精神は、それらの機関を超えて少しづつ拡がって行く。それは社会の最下層にまで及んでゆく。」

もちろんトクヴィルは陪審の両義性を指摘する。すなわち陪審が多数派の予断や偏見を代弁することによって、「多数の專制」に与する危険性を排除しない。しかしトクヴィルは法廷において、裁判官がこれに制動をかけていること(トクヴィルのいう陪審の「共和制的特徴」の表われ)を重視すると同時に、陪審を構成するアメリカ人民の知的レベルが「多数の專制」への十分な抵抗力になっていることを指摘する。「アメリカ人は他の国民とくらべものにならないほど啓蒙されている(私は大衆のことをいつている)」と述べ、アメリカの実例は「中間階級にも國家が統治できる」ことを証明したと指摘している。

トクヴィルが注目した「政治制度」としてのアメリカの陪審制の歴史的経験は、日本の裁判員制度の将来を予想する一つのシミュレーションとなりうるであろう。裁判員制度が期待しているのも、トクヴィルが陪審制について期待したような(そしてアメリカの陪審員に見出したような)啓蒙された人民である。それは共和制を構成する市民と同質である。その意味の「市民」は、オルテガ・イ・ガセットが『大衆の反逆』(1930年)で指摘したような20世紀の「多数の專制」を構成する知的に頑迷で自愛的な「大衆的人間」(mass-man)、知的自己満足感に浸り、「自己の外部にあるものに注意を向ける能力を欠いている」人間、「他人の話を聞こうとしても、聞けない」人間の対極にある。

果して十分に啓蒙された人民(「市民」)をもって、裁判員席を充足することができるのかという疑問がもちろんないわけではない。しかし結果と原因とがしばしば入れ替わるのが歴史の真実である。裁判員として刑事法廷における役割を果たすこと自体が啓蒙された人民への教育過程なのである。それは正確にいえば、自己教育過程という

べきであろう。それを経ることなしに、「市民」の誕生はありえない。そしてこの市民教育過程としての裁判過程が「多数の専制」に対して、刑事被告人や法廷に直接の代弁者をもたない犯罪被害者の権利を含む「少数者の権利」(minority right)を確立する過程なのである。

旧憲法下の日本の民主主義には、「多数者の支配」(majority rule)の観念はあったが、「少数者の権利」の観念は弱かった。たとえば1925年護憲三派内閣の下で治安維持法を成立させた政党勢力は、もっぱら「多数者の支配」の意味の民主主義概念に支配されていた。当時の既成政党に所属する議員たちにとって、治安維持法は議会制度を含めた旧憲法体制を反体制運動から守るという意味をもっていたのであり、その限りでは、つまりアナキズムや共産主義を取締まる限りでは何ら「悪法」とは考えられなかったのである。

現に法案担当責任者であった若槻礼次郎内相は議会における答弁において、政府原案にあった(そして議会審議の過程で削除された)第1条の「国体若クハ政体ヲ変革シ……」の「政体」について「議会制」とか「立憲君主制」に他ならないと述べている。したがって当時の衆議院第一党憲政会の有力幹部であった若槻は、この法案が同じ議会で成立した男子普通選挙制とも矛盾するものではないと考えていたのである。むしろ治安維持法の推進者の中には、普通選挙制の推進者も含まれていた。

以上に述べたように、「多数者の支配」の確立を目指す既成政党にとって、「少数者の権利」を侵す恐れのある法律は大きな関心事ではなかった。「少数者の権利」の尊重が民主主義にとって本質的重要性を持つという認識は、「少数者」を超えては拡がらなかった。

しかし「少数者の権利」の観念が確立しなければ、複数政党制は強固な基礎を欠く。今日の「少数者」が明日の「多数者」となりうる可能性が保障されていなければ、複数政党制とはいえないからである。旧憲法体制下の日本の複数政党制においては、「少数者の権利」の観念が複数政党制そのものにとって死活の重要性をもつという認識はなかったと思われる。1935年の天皇機関説事件において、衆議院第一党が美濃部憲法学説(政党内閣に理論的基礎付けを与えた憲法学説)を率先して排撃したことは、そのことを証明している。「少数者の権利」が「多数者の支配」に伴わなかったことが「多数者の支配」そのものを劣化させ、ついにそれを崩壊させたのである。

③ 今日の日本の民主主義においては、それを担う「能動的人民」がいかにして「少数者の権利」を守るかが問われている。「能動的人民」が参加する裁判員制度に期待される役割は、その問題に一つの答えを与えることにある。そしてその答えは単に一つの刑事裁判に影響を及ぼすのみならず、ひいて日本の民主主義そのもののあり方にも影響を及ぼすのである。

## おわりに

「政治制度」としての陪審制は、それが民主主義的であるとともに、それによって自由が体現されていなければならないというのが、トクヴィルの信念であった。それに基づいて、トクヴィルは陪審制を「共和制」モデルにおいてとらえ、裁判官と陪審との相互的抑制均衡によって、裁判の過程で「多数の専制」に抗する自由が確保されると見た。それはちょうど古代ローマ共和制において、元老院と平民との対立が自由および自由を保障する護民官制度をもたらした第一の原因と見るニッコロ・マキアヴェッリの見解(『ディスコルシ』第1巻2~4)と共通するものがある。

このような陪審制全体の力学的メカニズムではなく、被告人その他の裁判当事者の内面に即して、それが裁判当事者の自由を最大限に発現させる司法制度であることを論証しようと試みたのがゲオルグ・W・F・ヘーゲルの『法の哲学』(1821年)である。ヘーゲルは、裁判の結果は被告人ら裁判当事者の「自己意識の権利すなわち主観的自由」に合致すべきものであると主張する。もしかりに裁判官のみの判断によって、客観的に妥当な結果が得られたとしても、裁判官以外の当事者(とくに被告人や、さらに法廷において直接の代弁者を持たない犯罪被害者)によって受け入れられなければ、その結果は「彼らにとって外面向的な運命に留まる。」

それが単なる「運命」ではなく、「自由」と「権利」の実現であるためには、これら当事者たちの側に「決定を下すものの主觀性に対する信頼」がなければならない。ヘーゲルによれば、「この信頼は、主として当事者が決定を下す者と、その特殊性、身分その他において同等であることに基づいている。」すなわち裁判官の確信と被告人その他の当事者たちの「自己意識」との不可避的な隔絶を前提として、当事者たちの「自己意識の権利」に基づく制度として、ヘーゲルは陪審制を評価したのである。

ヘーゲルの陪審制についての立論は、おそらく裁判員制度についても、そのまま適用しうるであろう。日本の民主主義が単なる「多数者の支配」以上のものになるには、自由(ヘーゲルのいう「自己意識の権利」)に根拠付けられなければならない。裁判員制度は具体的な刑事裁判の過程を通して、「少数者の権利」を「多数者の支配」に結びつける媒介の役割を果たし、日本の民主主義の質を高める「政治制度」となりうるであろう。

問 1 下線部①のような「課題」との関係で陪審制はどのような意義を有するか。著者の整理に従い、トクヴィルの考え方を 200 字以内で要約しなさい。

問 2 下線部②のように考えられるのはなぜか。著者の考え方を 200 字以内で要約しなさい。

問 3 下線部③で提起されている問題は、現在の日本の民主主義において、具体的にどのような形で現れているか。「能動的人民」と「少数者の権利」との両側面を意識して、500 字以上 600 字以内で論じなさい。